

国際小委員会（第1回）

# Music Modernization Actによる 著作権管理への影響等について

2019年8月27日

JASRAC常任理事

齊藤 眞美

# ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)



## 著作権 (財産権)

- 複製権
- 上演権・演奏権
- 上映権
- 公衆送信権・公の伝達権
- 口述権
- 展示権
- 頒布権
- 譲渡権
- 貸与権
- 翻訳権・翻案権など
- 二次的著作物の利用権

# ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)



著作権 (財産権)

複製権

上演権・演奏権

上映権

公衆送信権・公の伝達権

口述権

展示権

頒布権

譲渡権

貸与権

翻訳権・翻案権など

二次的著作物の利用権

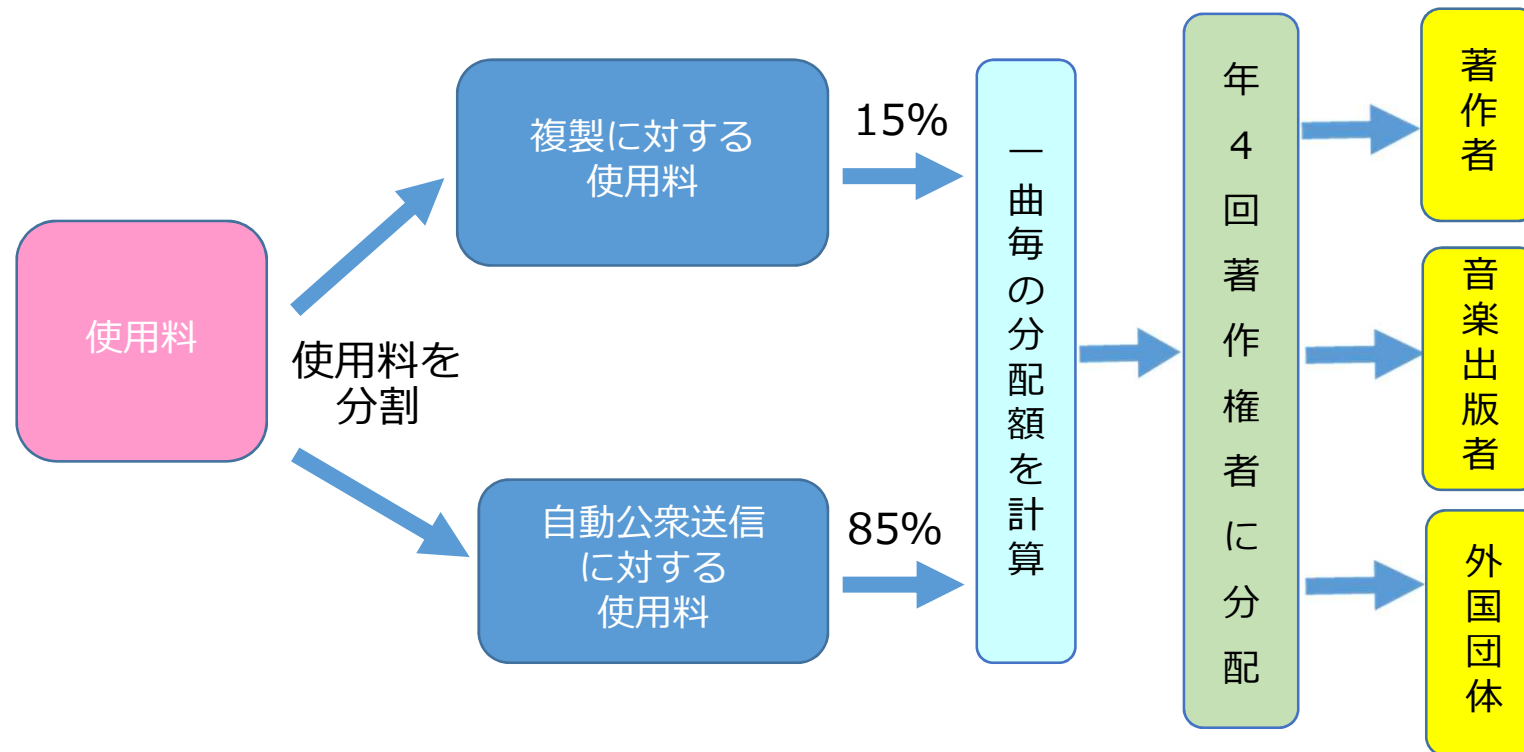
## ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)



- 複製権
- 自動公衆送信権（送信可能化を含む）

☆一連の行為を一本化して評価し、許諾・請求

# ストリーミング利用に係る音楽著作権の管理 (JASRACの場合)



## アメリカ合衆国での配信利用に係る 音楽著作権の管理（ストリーミングの場合）



### 【公の実演権】

- 著作権管理団体PRO<sup>(\*)</sup>が複数存在
- 著作者、音楽出版者、レコード会社など、著作権者による自己管理も行われている

☆ JASRACはASCAP, BMI, SESACと管理契約を結んでいる

☆ JASRACが管理する日本の作品はASCAPに管理を委託

\* PRO : Performing Rights Organization

JASRACが管理する日本の作品のアメリカ国内の  
配信利用に係る著作権の管理（ストリーミングの場合）



## 【公の実演権】

- ASCAPが許諾・徴収し、JASRACに送金
- 使用料率は、ASCAPが配信事業者と交渉して決定
- 使用料は、各作品のストリーミング回数により計算
- 使用料率について合意に至らない場合は、ニューヨーク南部地区地方裁判所にて裁定（同意判決による）  
⇒ MMAにより、担当判事がランダムに決定されるよう変更  
（裁判官の終身任命が廃止された）

## アメリカ合衆国での配信利用に係る 音楽著作権の管理（ストリーミングの場合）



### 【複製・公の頒布権】

- 著作権管理エージェント**MLA** (\*) が複数存在する
- 著作者、音楽出版者、レコード会社など著作権者による自己管理も行われている
- JASRACは**H. Fox** (\*\*) と管理契約を結んでいる
- JASRACが管理する日本の作品は **H. Fox** に管理を委託

\* **MLA** : Mechanical Licensing Agent

\*\* **H.Fox** : The Harry Fox Agency



## アメリカ合衆国での配信利用に係る 音楽著作権の管理（ストリーミングの場合）



### 【複製・公の頒布権】 2020年12月31日まで

#### アメリカ合衆国著作権法第115条：強制利用許諾制度

- 作品のレコード盤が著作権者の許諾を得て、いったんアメリカ国内で公衆に頒布された後は、作品ごとに著作権者を見つけて、意思通知NOI（\*）を著作権者に提出することにより、  
レコード音盤を作り、頒布することができる  
レコード音盤を、デジタル伝送により頒布することができる
- 著作権者に関する情報が無い作品は、著作権局(The Copyright Office) に意思通知NOI を提出し、法定使用料を支払って許諾を得る

\* NOI : Notice of Intention

## アメリカ合衆国での配信利用に係る 音楽著作権の管理 (ストリーミングの場合)



【複製・公の頒布権】 2021年1月1日以降

### MMAにより、配信利用に係る許諾制度が大きく変更

- ・ 著作権局が指名する新組織 **MLC** (\*) が、デジタル配信の包括利用許諾を行う (曲別の許諾制度は廃止)
- ・ 著作権局は、デジタル配信に関する意思通知**NOI**を受理しない (ただし、CD等フィジカル複製物の意思通知**NOI**は引き続き受理・許諾)

\* MLC : Mechanical Licensing Collective

# アメリカ合衆国での配信利用に係る 音楽著作権の管理 (ストリーミングの場合)



【複製・公の頒布権】 2021年1月1日以降

2019年7月5日

著作権局長は、MMAに基づき配信の許諾及び権利を管理する  
MLCとして **Mechanical Licensing Collective, Inc.** (\*) を指名

\* **Mechanical Licensing Collective, Inc.** : アメリカの音楽出版者協会と作家団体が  
立ち上げたエージェント  
以下の3団体で構成されている  
**NMPA** (National Music Publishers' Association)  
**NSAI** (Nashville Songwriters Association)  
**SONA** (Songwriters of North America)

アメリカ合衆国での配信利用に係る  
音楽著作権の管理（ストリーミングの場合）



【複製・公の頒布権】 2021年1月1日以降

## MLCの主な役割等（1）

- ・ 2021年1月1日から事業を開始する
- ・ ダウンロードとストリーミング・サービスについて、  
包括的に許諾し、著作権者を確定して、分配する
- ・ 音楽作品に関するデータベースを作って公開する

アメリカ合衆国での配信利用に係る  
音楽著作権の管理 (ストリーミングの場合)



## 【複製・公の頒布権】 2021年1月1日以降

### MLCの主な役割等 (2)

- ・ 著作権者が確定せず、著作権者から権利主張がなかった使用料(\*)は、配信事業者が提出した利用報告の内容を反映して、**関連する市場のシェアに基づき、著作権者に按分して分配する**

\* Unclaimed Royalties

JASRACが管理する日本の作品のアメリカ国内の  
配信利用に係る著作権の管理（ストリーミングの場合）



**【複製・公の頒布権】 2021年1月1日以降のMLC稼働に向けて**

**JASRACが管理する日本の作品の権利関係、取分等の情報を  
適時・適切に提供して、MLCが確実に管理できるようにする**

☆ **MLC**と情報を交換する

☆ **BIEM**（録音権協会国際事務局）、**CISAC**（著作権協会国際連合）、  
海外の姉妹団体等との間で、情報を収集する

☆ **Unclaimed Royalties**について、**MLC**が公開するウェブ・サイト  
（著作権者が直接権利主張できる）に確実に対応する